

件名	愛媛県一般県営住宅等の整備基準を定める条例
主管課	建築住宅課
根拠法令等	公営住宅法(昭和26年法律第193号)、 公営住宅等整備基準(平成10年建設省令第8号)
<p><b>【制定の概要】</b></p> <p><b>改正経緯</b>  地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により公営住宅法(昭和26年法律第193号)及び公営住宅等整備基準(平成10年建設省令第8号)が改正されたことに伴い、公営住宅等の整備基準について地方公共団体の条例に委任されることとなったため、この条例を制定するものである。</p> <p><b>条例委任された基準</b>  一般県営住宅及びその共同施設(児童遊園、集会所等)の整備(建設、買取り又は借上げ)に関する基準。</p> <p><b>制定内容</b>  条例化に際して、参酌すべき基準が省令に示されており、現行基準を維持するよう制定する。</p>	
施行日	公布日施行
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	